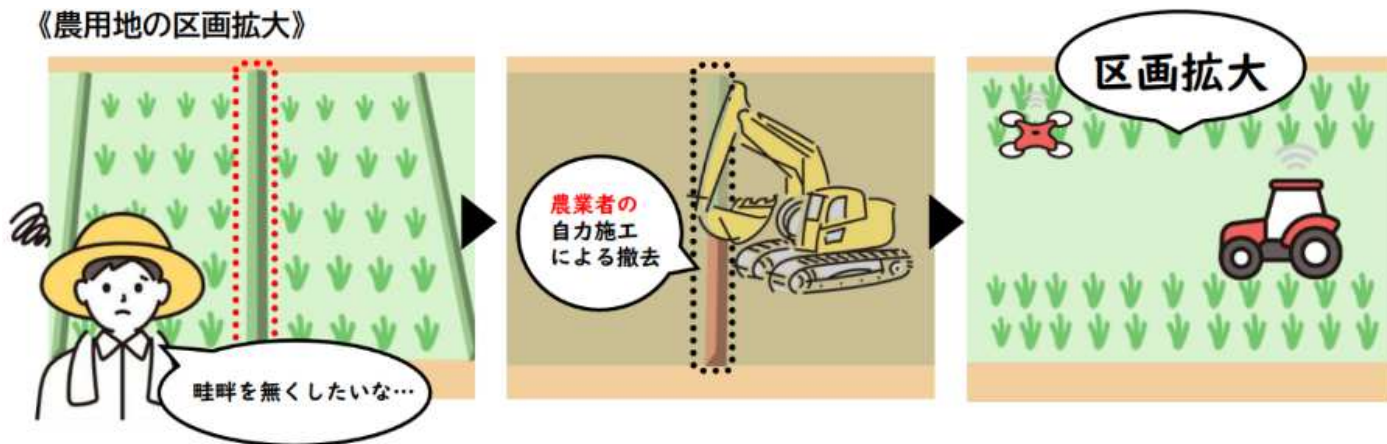


大区画化等加速化支援事業 (農地の大区画化の推進)

事業の概要

農業者が自ら行う畦畔除去や暗渠排水など、簡易整備による農地の大区画化の取組を支援する国の事業です。

《農用地の区画拡大》



なぜ農地の大区画化が必要なのか

- ・ 約20年後には、農業者は現在の1/4になるおそれがあります
- ・ 少ない農業者で食料を確保するためには、農地を大区画化するなど、効率的な農業の実現を早急に進める必要があります

「ほ場整備」と何が違うのか

- ・ 道路や水路を含めた一定の地域をまとめて行う「圃場整備」は、効率的な区画整理が行えますが、工事の規模が大きく、権利関係の調整などに多くの期間が必要となります
- ・ この事業は、所有者の了解があれば、使用貸借している農地でも農業者(耕作者)自らが畦畔を撤去することができるため、短期間で区画拡大が実施できます。

岡山県大区画化等推進協議会

事務局: 〒703-8292 岡山市中区中納言町1-6 岡山県土地改良会館2F
(岡山県土地改良事業団体連合会内) Tel086-207-2270

Q & A

国の支援に期限はありますか？

令和11年度までとされています。

農地の区画が変わるので、登記を変更する必要がありますか？

畦畔の撤去や高さを調整する工事を行いますが、登記簿上の境界が変わることはありません。

また、農地の境界については、ご希望があれば、杭の設置や畦畔の位置が復元可能な資料などを提供します。

事業を実施した農地は何らかの制限がかかりますか？

工事完了後8年以内に農地が転用された場合は、交付金の返還が必要となります。

農地中間管理事業で貸借している農地は、返還時に原状回復が原則ですが問題はありませんか？

交付金を活用した区画を維持していただく必要がありますので、返還時の原状回復の取扱い等の確認書を、出し手、受け手、機構の3者で作成していただきます。